

第2次素案(前回提示)	修正案	修正の趣旨
<p>1 川崎式で「生きる力」をつける</p> <p>【背景・目的】 少子高齢化、経済の成熟化、グローバル化、情報化、価値観の多様化などが進む 21 世紀の社会では、市民に求められる能力や知識がますます高度化・多様化しています。このような 21 世紀の社会を生きていく中で、子どもたち一人ひとりが個性を發揮し活躍することができるよう、「知(確かな学力)」「徳(豊かな心)」「体(健康な身体)」からなる「生きる力」を、身につけることが求められています。</p> <p>このような「生きる力」をつけるためには、出産を控えた親や乳幼児期の子どもをもつ保護者、幼児期から、学齢期(6歳~15歳)及び前期高等教育期間(16歳~18歳)にわたって、全ての子どもたちが成長や発達状況に応じて必要な力を身につけていくことが大切です。</p> <p>本重点施策では、多様な文化や国籍の市民が共存するなどの本市の特色を生かしながら、子どもの発達段階に応じた教育を展開することで、川崎市の教育を受けるすべての子どもたちが「生きる力」をつけることを目的とします。</p> <p>【内容】 子育てをはじめ親に、家庭で子どもに「生きる力」を身につけさせることができるように、家庭教育に関する学級講座を開催します。</p> <p>学校においては、子どもたちがそれぞれの個性を活かしながら、「生きる力」を身につけていきます。知識や技能、それらを活用する力、学ぶことへのやる気や意欲、自分で考え判断する力、表現する力、問題を解決し、その子なりに自分で道を切り開きよりよい社会を創り出す力を学力と捉えることにより、読み書き計算などの基礎・基本、自ら学ぶ意欲や態度、表現力・コミュニケーション能力などの育成や定着を目指した取り組みを行います。その上で、基礎学力の定着度を評価し、指導方法等の改善に生かすために、子どもたちの学習状況調査を実施します。</p> <p>また、いのち、こころの教育や人権尊重教育などの、これまで川崎市が特に力を入れてきた教育内容や、全国的に低下が懸念されている子どもたちの健康や体力の向上について、より一層重点的に推進します。</p> <p>また、学習内容の一層の定着や子どもの成長の連続性という視点から、一人ひとりの子どもへのきめ細やかな対応を図るため、少人数学級や少人数指導の展開や、異なる学校種(幼稚園、保育所と小学校など)との間で、教育のなめらかな接続を図り、進学時の支援体制等の整備を行います。</p> <p>さらに、これまでの障害の程度に応じ特別の場で教育を行う「特殊教育」から、障害児一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育活動を行う「特別支援教育」の取り組みを進めていきます。</p>	<p>1 川崎式で「生きる力」をつける</p> <p>【背景・目的】 少子高齢化、経済の成熟化、グローバル化、情報化、価値観の多様化などが進む 21 世紀の社会では、市民に求められる能力や知識がますます高度化・多様化しています。このような 21 世紀の社会を生きていく中で、<u>子どもたちには「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて、子どもの最善の利益が確保されること等が大切です。そのうえで、</u>子どもたち一人ひとりが個性を發揮し活躍することができるよう、「知(確かな学力)」「徳(豊かな<u>人間性</u>)」「体(健康・<u>体力</u>)」からなる「生きる力」を、身につけることが求められています。</p> <p>このような「生きる力」をつけるためには、出産を控えた親や乳幼児期の子どもをもつ保護者が<u>家庭教育に関する学習を行うことや</u>、幼児期から、学齢期(6歳~15歳)及び前期高等教育期間(16歳~18歳)にわたって、全ての子どもたちが成長や発達状況に応じて必要な力を身につけていくことが大切です。</p> <p>本重点施策では、多様な文化や国籍の市民が<u>共生</u>するなどの本市の特色を<u>活か</u>しながら、子どもの発達段階に応じた教育を展開することで、<u>本市</u>の教育を受けるすべての子どもたちが「生きる力」をつけることを目的とします。</p> <p>【内容】 <u>これまで「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえて本市が特に力を入れてきた、いのち、こころの教育・人権尊重教育などの教育内容をより一層推進します。</u></p> <p>子育てをはじめ親が、家庭で子どもに「生きる力」を身につけさせることができるよう<u>な学級講座を開催するなど、家庭教育に関する学習を支援します。</u></p> <p>学校では、子どもたち<u>の</u>それぞれの個性を活かしながら、「生きる力」を<u>育む教育活動を行っています。</u>知識や技能、それらを活用する力、学ぶことへの<u>意欲</u>、自分で考え判断する力、表現する力、問題を解決し、その子なりに自分で道を切り開く<u>ことができる力を本市では、「確かな学力」と捉え</u>、読み書き計算などの基礎・基本、自ら学ぶ意欲や態度、表現力・コミュニケーション能力などの育成や定着を目指した<u>取組</u>を行います。その上で、<u>基礎的な学力</u>の定着度を<u>調査</u>し、指導方法等の改善に<u>活かす</u>ために、子どもたちの学習状況調査を実施します。</p> <p>また、<u>全国的に低下が懸念されている子どもたちの健康・体力の向上に取り組むとともに、一人ひとりの子どもへのきめ細やかな対応を図り、「生きる力」を子どもたちに育むため、少人数学級や少人数指導の展開を図ります。</u></p> <p>さらに、これまでの障害の<u>種類</u>や程度に応じ特別の場で教育を行う「特殊教育」から、障害<u>のある児童・生徒</u>一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育活動を行う「特別支援教育」<u>へ向けた取組</u>を進めていきます。</p>	<p>タイトルについては「を育む」「を育てる」「を育成する」「を身につける」「を形成する」などの選択肢が提案されている。</p> <p>「子どもの権利条例の趣旨を踏まえた記述をすべき」との意見を受けて修正</p> <p>述語が無かったため、修正(併せて家庭教育について、明確化)</p> <p>文章の意味を明確化 事業順の入れ替えに伴う修正</p> <p>「家庭教育は事業としては盛り込まないほうがよい」という複数意見あり</p> <p>異校種間の連携は重点施策2に位置づけられているので削除</p>

<p>【展開する事業】</p> <p>家庭教育等に関する学級・講座の開催（再掲）</p> <p>保護者が、子どもの生活習慣や発達過程、子どもの権利、親のあり方、地域との関わりなどについて学習することで、子育てにおける悩みや不安を共有・解消し、家庭の教育力を向上させることができるよう、市民館における家庭教育学級の開催や、PTA や自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習の支援などを行います。</p> <p>読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底</p> <p>子どもたちが、生涯、学び続けるための基本的な力を付けることを目指して、読み書きや正確に計算する力など、各教科における揺るぎない基礎・基本の定着を図ります。</p> <p>自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成</p> <p>子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の形成を重視した教育を行います。</p> <p>表現力・コミュニケーション能力の向上</p> <p>様々な活動場面において、言語、絵画、音楽、身体等による豊かな表現力を育てることを目指した取組を充実させます。また、好ましい人間関係づくり、対人関係づくり等が図られるよう、社会性の一層の向上を目指した取組を展開します。</p> <p>「確かな学力」に係る学習状況調査の導入</p> <p>子どもたちの学習状況を正しく把握するための、学習状況調査を導入します。</p> <p>調査の導入で以下の成果をめざします。</p> <p>子どもと保護者に学習状況を伝え、子どもが学習へ取り組む態度や、家庭での学習の改善に役立てます。</p> <p>学校や教員が子どもたちの学習状況を正確に把握することにより、指導方法やカリキュラムの検証・改善を図ります。</p> <p>教育委員会が各学校の教育課題をより正確に把握することにより、それぞれの学校を効果的・効率的に支援することを目指します。</p> <p>いのち、こころの教育の推進</p> <p>子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重して生きる姿勢を育みます。また、体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するための教育活動の充実を図ります。人として、してはいけないことや善悪の判断、基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携した取組を推進し、子どもが自信と誇りを持って生きていける力を育てていきます。</p> <p>人権尊重教育の推進</p> <p>「子どもの権利条例」を中心として、川崎市においてこれまで積極的に取り組んできた人権尊重教育をあらゆる教育活動において、人権尊重を教育の基盤として推進します。また、一人ひとりの違いを認め合い、違いが豊かさにつながる社会をめざして、人権共生教育を推進します。</p>	<p>【展開する事業】</p> <p>いのち、こころの教育の推進</p> <p>子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重する姿勢を育みます。また、体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するとともに、善悪の判断、基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携した取組を<u>行い、社会のルールを守る子どもを育てます。</u></p> <p>人権尊重教育の推進</p> <p><u>「子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市においてこれまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進します。</u></p> <p>家庭教育等に関する学級・講座の開催（再掲）</p> <p><u>子どもの生活習慣や発達過程、子どもの権利、親のあり方、地域との関わりなどについて学習することで、子育てにおける悩みや不安を共有・解消し、家庭の教育力を向上させることができるよう、市民館における家庭教育学級の開催や、PTA や自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習の支援などを行います。</u></p> <p>読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底</p> <p>子どもたちが、生涯にわたって、学び続けるために<u>必要とされる</u>、読み書きや正確に計算する力など<u>の</u>、各教科における揺るぎない基礎・基本の定着を図ります。</p> <p>自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成</p> <p>子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の<u>育成</u>を重視した教育を行います。</p> <p>思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実</p> <p><u>子どもたちの思考力・判断力等を向上させるために、思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。</u></p> <p>表現力・コミュニケーション能力の向上</p> <p>様々な活動場面において、言語、絵画、音楽、身体等による豊かな表現力を育てることを目指した取組を充実<u>します</u>。また、<u>好ましい人間関係づくり等</u>が図られるよう、社会性の一層の向上を目指した取組を展開します。</p> <p>「確かな学力」に係る学習状況調査の導入</p> <p>子どもたちの学習状況を正しく把握するための、学習状況調査を導入します。</p> <p>調査の導入で以下の成果を<u>目指</u>します。</p> <p>子どもと保護者に学習状況を伝え、<u>一人ひとりの子どもの学習に対する課題を明確にし</u>、子どもが学習へ取り組む態度や、家庭での学習の<u>あり方を改善すること</u>に役立てます。</p> <p>学校や教員が子どもたちの学習状況を正確に把握することにより、指導方法やカリキュラムの検証・改善を図ります。</p> <p>教育委員会が各学校の教育課題をより正確に把握することにより、それぞれの学校を効果的・効率的に支援することを目指します。</p>	<p>事業の順番については様々な意見があったが、「子どもの権利」に関する事業を頭出しし、カリキュラムに関するものは ~ までにかためた</p> <p>所管課等の修正意見を受け修正</p> <p>所管課等の修正意見を受け修正</p> <p>「家庭教育は事業としては盛り込まないほうがよい」という複数意見あり</p> <p>「態度」については「力」とするべき、という意見あり。</p> <p>専門部会での意見により追加</p> <p>所管課等の修正意見を受け修正</p>
---	--	---

<p>子どもたちの健康・体力の向上</p> <p>子どもたちの健康や体力・運動能力の状況を体力測定などを行うことで定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行うとともに、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等をおこなうことで、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。</p> <p>小学校1年生における35人以下学級等の推進</p> <p>学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の形成、望ましい集団づくりなど、小学校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、小学校1年生の1クラスの人数を35人以下とし、よりきめ細かな指導ができる体制を推進します。</p> <p>少人数指導などきめ細かな学習指導の推進</p> <p>基礎・基本の確実な定着を目指し、個に応じたきめ細かな指導を行うための少人数指導の導入を推進し、習熟度別学習、課題別学習などその内容の充実に努めます。</p> <p>小・中学校における特別支援教育推進体制整備</p> <p>小中学校における特別支援教育の推進のために、校内支援体制づくりをおこなうとともに、通級指導教室の専門性の活用及び巡回相談システム等の整備を進めます。</p> <p>また、従来の障害児学級在籍の児童生徒に加え、通常級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症児等の一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために、特別支援教室の設置をすすめます。</p> <p>聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり</p> <p>聾・養護学校は、地域の小中学校を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、聾・養護学校を中心とする支援地域におけるネットワーク体制づくりを進めていきます。</p> <p>また、2校の養護学校を将来的には総合的(知・肢併置)養護学校として整備し、医療的ケアについても対応できるよう体制を整えます。</p>	<p>子どもたちの健康・体力の向上</p> <p>子どもたちの健康や体力・運動能力の状況について、体力測定などを行うことで定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行うとともに、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等を<u>行う</u>ことで、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。</p> <p>少人数学級等の推進</p> <p>学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の<u>修得</u>、望ましい集団づくりなど、小学校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、<u>当面は</u>小学校1年生の1クラスの人数を35人以下<u>とするなど</u>、よりきめ細かな指導ができる体制<u>づくり</u>を推進します。</p> <p>少人数指導などきめ細かな学習指導の推進</p> <p>基礎・基本の確実な定着を目指し、個に応じたきめ細かな指導を行うための少人数指導の導入を推進し、習熟度別学習、課題別学習などその内容の充実に努めます。</p> <p>小中学校における特別支援教育の推進</p> <p>小中学校における特別支援教育の推進のために、校内支援体制づくりを<u>行う</u>とともに、通級指導教室の専門性の活用<u>や</u>巡回相談システム等の整備を<u>行います</u>。</p> <p>また、従来の障害児学級<u>に在籍する</u>児童生徒に加え、通常級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症の<u>児童生徒</u>等、一人ひとりの教育的ニーズに応じ<u>た</u>適切な教育的支援を行うために、特別支援教室の設置を進めます。</p> <p>聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり</p> <p>聾・養護学校は、地域の小中学校を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、聾・養護学校を中心とする支援地域におけるネットワーク体制づくりを進めていきます。</p> <p>また、2校の養護学校を将来的には総合的(知・肢併置)養護学校として整備し、医療的ケアについても対応できるよう体制を整えます。</p>	<p>専門部会での意見を受けて修正</p> <p>所管課等の修正意見を受け修正</p>
---	---	---

第2次素案（前回提示）	修正案	修正の趣旨
<p>2 「個性が輝く学校」をつくる</p> <p>【背景・目的】 これまでどちらかというと、全ての学校において、同じ教育を保障することを重視してきましたが、各学校における保護者や地域の方々からの要望、子どもの学習状況や生活状況などが多様化することによって、各学校が地域に根ざし、創意工夫を発揮して教育活動を行うことが求められています。保護者や地域の方々からの要望や子どもの生活の場をふまえて健やかな成長の保障をめざすと、おのずからその教育活動には各学校の特色が生まれてきます。地域に根ざした特色ある学校となるためには、学校現場に多くの地域住民が子どもの成長に責任を持って、参画することが重要です。 本重点施策では、各学校がそれぞれの特色を生かし、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進することを目的とします。</p> <p>【内容】 各学校が創意工夫を発揮するために、人事や予算などに関する学校の裁量権を拡大することで、各学校が創意工夫を生かした取り組みを行えるようにします。さらに、そのような学校の情報をわかりやすく積極的に地域に公表し、学校運営に対して、学校内部とともに、地域等の学校外部による評価を行う学校評価システムを確立することで特色ある学校づくりを推進します。こうした学校の取り組みを、学校現場に近い行政区ごとに支援するための体制を整備し、豊富な経験を生かして学校経営に対する助言を行う人材等を配置します。 また、それぞれの学校の特色を大切にしながら、異なる学校種（幼稚園と小学校など）との間で、教育のなめらかな接続を図ることで、進学時の支援体制等を整えるとともに、各学校が地域の教育力を活かし、地域に開かれた教育活動等を展開していくために、地域人材・地域資源の活用や商店街や企業と連携した職場体験・就労体験活動、学校教育推進会議の活動を促進します。 さらに、権限と責任をもって地域が学校運営に参画する地域運営学校の設立も検討していきます。</p> <p>【展開する事業】 学校の裁量権の拡大 校長がリーダーシップを発揮して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるために、各校の特色や学校経営計画に沿った人材を公募する制度の検討や学校独自予算枠を拡大することで、人事や予算における学校の裁量権を拡大します。 学校の情報公開の推進 学校評価システムを十分に機能させるとともに、教育活動への地域の参加や参画を促進するため、学校経営計画の公表や授業の公開などにより、保護者や地域への説明責任を果たしていきます。</p>	<p>2 「個性が輝く学校」をつくる</p> <p>【背景・目的】 <u>これまで、全ての学校において同じ教育を保障することを重視する傾向にありましたが、</u>各学校における保護者や地域の方々からの要望、子どもの学習状況や生活状況などが多様化することによって、各学校が地域に根ざし、創意工夫を発揮して<u>個性ある</u>教育活動を行うことが求められています。<u>保護者や地域の方々からの要望や子どもの生活の場を踏まえた教育活動を行うと、おのずから各学校に特色が生まれてきます。そして、地域に根ざした学校</u>となるためには、学校現場に多くの地域住民が子どもの成長に責任を持って、<u>参加</u>することが重要です。 本重点施策では、各学校がそれぞれの特色を生かし、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進することを目的とします。</p> <p>【内容】 人事や予算などに関する学校の裁量権を拡大することで、各学校が創意工夫を生かした<u>取組</u>を行えるようにします。<u>さらに、学校</u>の情報をわかりやすく積極的に地域に公表し、学校運営に対して、学校内部<u>での評価とともに</u>、地域等の学校外部による評価を行う学校評価システムを確立することで特色ある学校づくりを推進します。こうした学校の<u>取組</u>を、学校現場に近い行政区ごとに支援するための体制を整備し、豊富な経験を<u>活かして</u>学校経営に対する助言を行う人材等を配置します。 また、それぞれの学校の特色を大切にしながら、異なる学校種（幼稚園と小学校など）との間で、教育のなめらかな接続を図ることで、進学時の支援体制等を整えるとともに、各学校が地域の教育力を活かし、地域に開かれた教育活動等を展開していくために、地域人材・地域資源の活用や商店街、企業と連携した<u>職業</u>体験・就労体験活動、学校教育推進会議の活動を促進します。 さらに、権限と責任をもって地域が学校運営に参画する地域運営学校の設立も検討していきます。</p> <p>【展開する事業】 学校の裁量権の拡大 校長がリーダーシップを発揮して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるために、各校の特色や学校経営計画に沿った<u>教員を他の市立学校から</u>公募する制度の検討や学校独自<u>の</u>予算枠を拡大することで、人事や予算における学校の裁量権を拡大します。 学校の情報公開の推進 学校評価システムを十分に機能させるとともに、教育活動への地域の参加や参画を促進するため、学校経営計画の公表や授業の公開などにより、保護者や地域への説明責任を果たしていきます。</p>	<p><i>所管課等の修正意見を受け修正</i></p> <p><i>専門部会での意見により追加</i></p> <p><i>文章を明確化</i></p> <p><i>文章を明確化</i></p>

<p>学校評価システムの確立</p> <p>「計画 実践 評価 改善」のサイクルからなる学校評価システムを確立し、各学校が自らの課題を明らかにすることによって、行政が的確な支援を行い、自律的な改善を行うことができる仕組みづくりを進めます。</p> <p>行政区における教育支援体制の整備（再掲）</p> <p>各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習・活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。</p> <p>社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実</p> <p>学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉など関係施策の連携による、学校運営や市民の主体的な活動への支援施策の総合化</p> <p>学校経営アドバイザーの配置</p> <p>特色ある学校づくりを支援するために、豊富な経験を持つ人材を「学校経営アドバイザー」として行政区ごとに配置し、学校経営に関する実務などに関して、直接学校を訪問するなどの支援を行います。</p> <p>子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善</p> <p>幼稚園・保育園・小学校・中学校が交流・連携を図り、校種間における教育課程の効果的な接続や、小学校において中学校の教員が専門性を生かして学習指導を行ったり、教員の交流を生かした児童生徒指導を充実します。このことにより、子どもたちの成長に応じた一貫した指導や教育を推進します。</p> <p>地域人材等の活用（再掲）</p> <p>学校教育に、地域の人材やNPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動をサポートするとともに、教職員とは異なる多様な技能や知識、経験を子どもたちに伝えていきます。</p> <p>商店街や企業との連携による職場体験学習（就労体験）の推進</p> <p>地元の商店街や企業との連携による社会体験や就労体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育てていきます。</p> <p>学校教育推進会議の活動促進（再掲）</p> <p>開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する条例」第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、さらに多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。</p> <p>地域運営学校の設立の検討（再掲）</p> <p>保護者や地域住民と、校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、保護者や地域住民などが学校運営に積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえて、機運が高まった地域の学校に協議会を設置します。</p>	<p>学校評価システムの確立</p> <p>「計画 実践 評価 改善」のサイクルからなる学校評価システムを確立し、各学校が自らの課題を明らかにすることによって、行政が的確な支援を行い、<u>学校が</u>自律的な改善を行うことができる仕組みづくりを進めます。</p> <p>行政区における教育支援体制の整備（再掲）</p> <p>各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習<u>や</u>活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。</p> <p>社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実</p> <p>学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉など<u>の</u>関係<u>部署と</u>の連携による、学校運営や市民の主体的な活動への支援施策の総合化</p> <p>学校経営アドバイザーの配置</p> <p>特色ある学校づくりを支援するために、豊富な経験を持つ人材を「学校経営アドバイザー」として行政区ごとに配置し、学校経営に関する実務などに関して、直接学校を訪問するなどの支援を行います。</p> <p>子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善</p> <p>幼稚園・保育園・小学校・中学校が交流・連携を図り、校種間における教育課程の効果的な接続や、<u>小学校における中学校教員の教科の専門性を活かした学習指導</u>、教員の交流を<u>活かした</u>児童生徒指導等を充実します。このことにより、子どもたちの成長に応じた指導や教育を推進します。</p> <p>地域人材等の活用（再掲）</p> <p>地域の人材やNPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動を<u>活性化させる</u>とともに、教職員とは異なる多様な<u>知識や技能</u>、経験を子どもたちに伝えていきます。</p> <p>商店街や企業等との連携による<u>職業体験活動</u>（就労体験）の推進</p> <p>地元の商店街や企業との連携による社会体験や就労体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育てていきます。</p> <p>学校教育推進会議の活動促進（再掲）</p> <p>開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する条例」第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、さらに多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。</p> <p>地域運営学校の設立の検討（再掲）</p> <p>保護者や地域住民と、校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、保護者や地域住民などが学校運営に積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえて、機運が高まった地域の学校に協議会<u>の設置を検討します。</u></p>	<p><i>所管課等の修正意見を受け修正</i></p> <p><i>所管課等の修正意見を受け修正</i></p> <p><i>文章を明確化</i></p> <p><i>所管課等の修正意見を受け修正</i></p> <p><i>所管課等の修正意見を受け修正</i></p> <p><i>所管課等の修正意見を受け修正</i></p>
--	---	---